

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

富田林市立中学校教科用図書
選定委員会委員長 様

富田林市教育委員会

平成 3 1 年度使用富田林市立中学校教科用図書の採択について（諮問）

富田林市立中学校教科用図書選定委員会規則（平成 1 3 年富田林市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、平成 3 1 年度使用富田林市立中学校教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

記

- (1) 学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科用図書を除き、中学校用教科書は、「中学校用教科書目録（平成 3 1 年度使用）」に登載されている教科書のうちから答申すること。
- (2) 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、広い視野に立って種目ごとに採択に係る意見を答申すること。

○富田林市立中学校教科用図書選定委員会規則

平成13年3月29日

教委規則第7号

(設置)

第1条 富田林市立中学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、富田林市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、富田林市立中学校教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 選定委員会を置く期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(選定委員会の事務)

第3条 選定委員会は、教育委員会の諮問により中学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申する。

(組織)

第4条 選定委員会は、選定委員若干名をもって組織する。

(委員)

第5条 選定委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局職員
 - (2) 富田林市立小学校又は富田林市立中学校の校長、教頭、教諭、首席及び指導教諭
 - (3) 富田林市立中学校に在籍する生徒の保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、選定委員の互選とする。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第8条 選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。

- 2 調査員の人数は、選定委員会が種目ごとに定める。
- 3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに富田林市立小学校又は富田林市立中学校に勤務する校長、教頭、教諭、首席及び指導教諭のうちから教育委員会が任命する。
- 4 第5条第2項の規定は調査員に準用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年度富田林市立小・中学校教科用図書採択に関するスケジュール（案）

実施時期	内 容	対 象 者	備 考
3月2日（金） 校長会	調査員・選定委員候補者推薦依頼	市教委→校長	
4月初旬	選定委員（保護者）推薦依頼	保護者代表2名の推薦を生涯学習課へ依頼（適任者を打診済み）	先に各校へ情報収集
4月中旬	調査員、世話役校長・教頭内定		
4月25日（水）	教育委員会会議（諮問） 選定委員・調査員について スケジュールの説明	教育委員	
4月下旬～ 5月上旬			見本本 到着予定
5月7日（月）	第一回選定委員会会議 選定委員委嘱・任命、委員長選出	選定委員	
5月上旬	第一回調査員会議（総会） 調査員任命、代表者選出 日程調整	調査員 世話役校長 担当指導主事	見本本配付
5月16日（水）	府教科書採択事務主催者会		教科書目録 到着予定
5月中旬 ※	第二回調査員会議	調査員、（世話役校長・教頭）	
5月下旬 ※	第三回調査員会議	調査員、（世話役校長・教頭）	
5月下旬 ※ （必要に応じて）	第四回調査員会議	調査員、（世話役校長・教頭）	
6月上旬 ※	第五回調査員会議（総会） 調査報告書及び報告内容作成	調査員、（世話役校長・教頭） 担当指導主事	
6月6日（水）	第二回選定委員会会議 調査結果の報告 答申案の検討	選定委員、調査員（報告者） 担当指導主事	
6月7日（木）	府教科書採択事務説明会		府選定資料 到着予定
6月中旬	選定委員会会議 答申案の作成	選定委員長 担当指導主事	
6月28日（木） 午後4:30頃～	教育委員事務連絡会 採択に向けて概略を事前説明	教育委員、指導主事	教育委員会 会議後
7月中旬	教育委員事務連絡会 採択に向けて事前説明	教育委員、担当指導主事	
7月26日（木） 午後2:00～	教育委員会会議にて採択の決定 選定委員会からの答申	教育委員、選定委員長（報告者） 担当指導主事	
7月31日（火） までに	採択結果を大阪府へ報告	事務局	
8月31日（金） までに	「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令及び教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正(H15.3.28通知)による。(8/15→8/31へ)		

※5月上旬に行う第一回調査員会議にて日程調整の上、決定する。